

令和2年度

地方債計画

総務省

(連絡先)

自治財政局地方債課

担当：陸川管理官、安本係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 23392、23396

(直通) 03-5253-5628

(FAX) 03-5253-5631

# 令和2年度地方債計画

( 通常収支分 )

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化策	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		( 247 )	( 281 )	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計		( 247 )	( 281 )	(△ 34)	(△ 12.1)
		117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 訳	普通会計分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	公営企業会計等分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資金区分					
公 的 資 金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金		18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
( 国の予算等貸付金 )		( 247 )	( 281 )	(△ 34)	(△ 12.1)
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 令和2年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
	水道事業	1	-	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債		( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
総 計		( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )
		24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	20	0	0.0
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	8	△ 4	△ 50.0
	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 2 )	( 5 )	( △ 3 )	( △ 60.0 )

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,124	1,149	△ 25	△ 2.2
4 災害復旧事業	1,155	965	190	19.7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,808	25,418	1,390	5.5
(1) 一般	2,606	2,116	490	23.2
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,742	60,000	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,946	△ 375	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,384	12,779	△ 395	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,420	26,716	△ 1,296	△ 4.9
合 計	85,162	86,716	△ 1,554	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 249 )	( 286 )	(△ 37)	(△ 12.9)
総 計		( 249 ) 117,360	( 286 ) 120,084	(△ 37) △ 2,725	(△ 12.9) △ 2.3
内 訳	普 通 会 計 分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,571	47,920	△ 349	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,346	29,527	△ 181	△ 0.6
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,225	18,393	△ 168	△ 0.9
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )		( 249 )	( 286 )	(△ 37)	(△ 12.9)
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 令和2年度地方債計画について

令和2年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

総額は1兆7,336億円となり、前年度に比べて2,721億円、2.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆2,783億円で、前年度に比べて1,500億円、1.6%の減、公営企業会計等分は2兆4,553億円で、前年度に比べて1,221億円、4.7%の減となっている。

#### (2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆1,398億円（前年度に比べて1,171億円、3.6%の減）を計上している。

#### (3) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定、以下「3か年緊急対策」という。）」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業4,778億円を計上している。
- ② 地方公共団体が、「3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業において、対象事業を拡充（道路等）することとし、3,000億円を計上している。
- ③ 地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業を創設（地方財政法を改正）することとし、900億円を計上している。

#### (4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策等）することとし、5,000億円を計上している。

#### (5) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業等の対象を拡充（砂防関係施設等）することとし、4,320億円を計上している。

(6) ICT インフラ整備の推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備が全国的に推進されるよう、地域活性化事業の対象を拡充するとともに、過疎対策事業に特別分を創設している。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進することとし、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

## 2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額24億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。



### 【参考1】通常分・特別分の状況（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
普通会計分	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
通常分	52,800	52,926	△ 126	△ 0.2
特別分	39,998	41,368	△ 1,371	△ 3.3
臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
財源対策債	7,700	7,900	△ 200	△ 2.5
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	24,562	25,790	△ 1,228	△ 4.8
総 計	117,360	120,084	△ 2,725	△ 2.3
通常分	77,362	78,716	△ 1,354	△ 1.7
特別分	39,998	41,368	△ 1,371	△ 3.3

- （注） 1 公営企業会計等分はすべて通常分である。  
 2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

### 【参考2】地方債資金の構成内訳（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

区 分	令和2年度計画		令和元年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	47,571	40.5	47,920	39.9	△349	△0.7
財政融資資金	29,346	25.0	29,527	24.6	△181	△0.6
地方公共団体金融機構資金	18,225	15.5	18,393	15.3	△168	△0.9
（国の予算等貸付金）	（ 249）	-	（ 286）	-	（ △37）	（ △12.9）
民 間 等 資 金	69,789	59.5	72,164	60.1	△2,376	△3.3
市場公募	38,500	32.8	39,400	32.8	△900	△2.3
銀行等引受	31,289	26.7	32,764	27.3	△1,475	△4.5
合 計	117,360	100.0	120,084	100.0	△2,725	△2.3

- （注） 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆900億円（前年度同額）を予定している。  
 2 国の予算等貸付金の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

## 緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

### 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※ 1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※ 2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

### 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

### 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

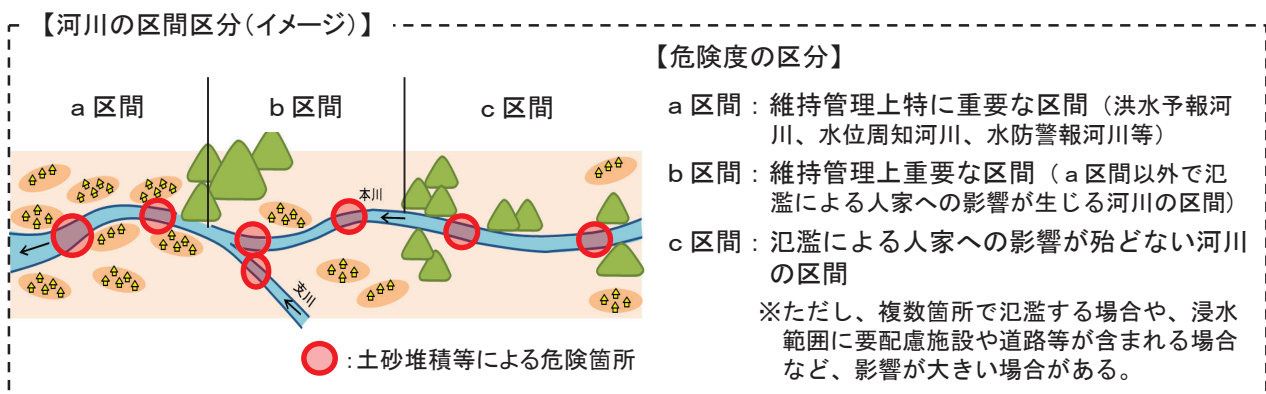
### 4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

### <参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



## 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

### 1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

#### 【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策  
(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

#### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、  
期間終了時の地方団体における防災・減災対策  
に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参考) 緊急防災・減災事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

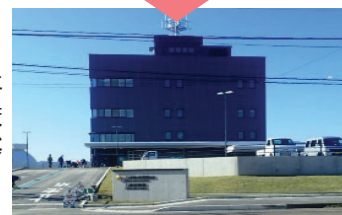
<事業年度>

平成29年度～令和2年度

<消防署の浸水対策（イメージ）>



↑  
対策前



↑  
対策後

### 2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

#### 【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）  
農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

- ※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

#### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、  
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」  
の動向等も踏まえて検討

(参考) 緊急自然災害防止対策事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

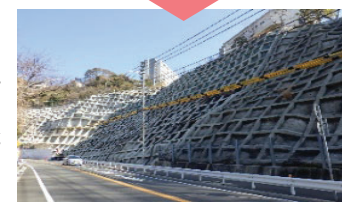
<事業年度>

令和元年度～令和2年度

<道路の法面对策（イメージ）>



↑  
対策前



↑  
対策後

## ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

### 1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

#### (1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

#### (2) 対象事業の拡充

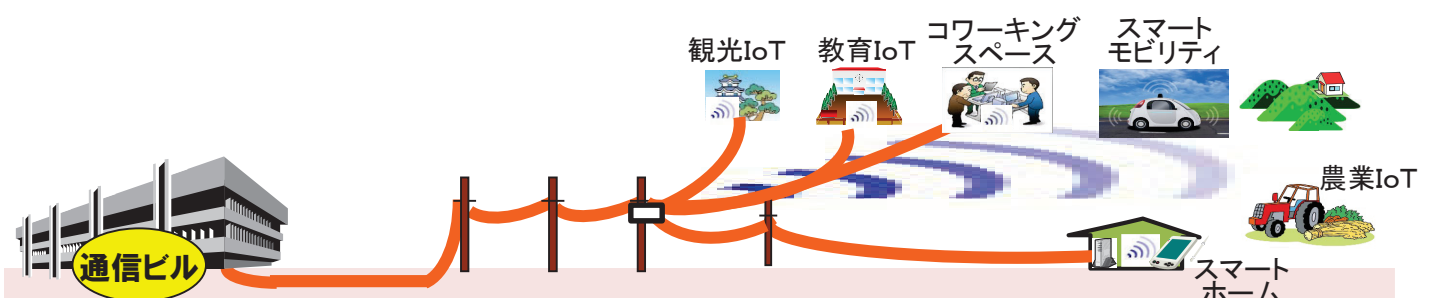
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 光ファイバの新設	90%	30%
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>		
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

### 2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1.(2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



## 令和2年度市場公募地方債について

### 【地方債計画計上額】

市場公募地方債 3兆8,500億円

(地方債計画総額に占める割合 ① 32.8% → ② 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆8,200億円 (① 3兆8,900億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 300億円 (① 500億円)

〈参考〉令和2年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.1兆円程度 (① 7.1兆円程度)

全国型市場公募地方債 7.1兆円程度 (① 7.0兆円程度)

10年債 3.9兆円程度 (① 3.9兆円程度)

共同発行分 1.2兆円程度 (① 1.2兆円程度)

個別発行分 2.7兆円程度 (① 2.7兆円程度)

中期債 (5年債等) 1.4兆円程度 (① 1.4兆円程度)

超長期債 (20年債、30年債等) 1.8兆円程度 (① 1.7兆円程度)

住民参加型市場公募地方債 300億円程度 (① 500億円程度)

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 令和元年度の数値は令和元年度計画ベースの数値。

### 【共同発行市場公募債の魅力をも高めるための取組の推進】

共同発行市場公募債の制度創設から15年が経過し、制度も市場に定着し、安定的に低利の資金調達がなされ、地方財政の健全化に寄与している。このような中、近年、市場環境や地方金融を取り巻く状況が大きく変化してきていることも踏まえ、発行団体間で協議し、地方公共団体や投資家にとって一層魅力ある制度とする観点から以下の見直しを行う。

また、更なる充実方策について、共同発行団体連絡協議会において検討会を設けて議論を行い、充実に取り組んでいく。

#### (1) 参加団体の要件の見直し

- ・ 非公募団体の調達手段の多様化を図るため、共同発行市場公募債の参加要件を緩和し、市場公募の経験がない団体においても、一定の要件を満たす場合に参加を可能とする。

#### (2) 国内外の投資家との対話の拡充

- ・ 変化局面における共同発行市場公募債の円滑な発行及び発行コストの低減を図るため、投資家動向やニーズを的確に把握し、投資家層の多様化を推進する。

#### (3) 起債運営にかかる事務の効率化

- ・ 参加団体及び市場参加者の負担を軽減し効率的な起債運営を図るため、共同発行市場公募債における毎月の発行条件の決定を迅速化する。